

TPP の現在 ～米国の離脱と署名が行われた TPP11

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
調査部
主任研究員 中田 一良



1. TPP の特徴と合意内容

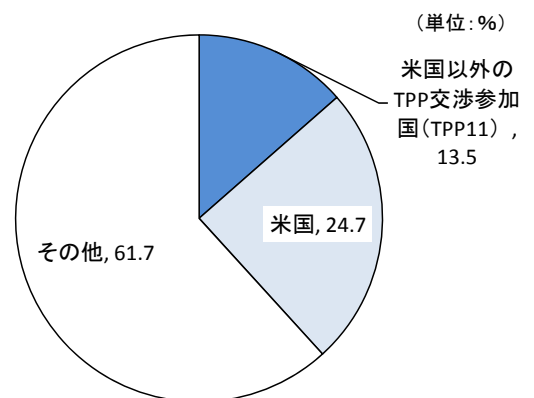
(1) TPP の概要とその特徴

TPP (Trans-Pacific Partnership、環太平洋パートナーシップ) 協定は、チリ、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイの4か国が締結した EPA (Economic Partnership Agreement、経済連携協定) を母体とするものであり、2010年に米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが交渉に参加した。その後、メキシコ、カナダ、日本が参加し、12か国で交渉が行われてきた。TPP 交渉参加12か国の GDP (2016年時点) の合計は約29兆ドルであり、世界の GDP の約4割(米国を除く11か国では13.5%)を占める(図表1)。

TPP には、経済構造や経済発展段階が異なる国が参加し、各国の利害が複雑に交錯していたことから、交渉は難航したものの、2015年10月に大筋合意に達した。そして、2016年2月には12か国が参加し、ニュージーランドで署名が行われた。

TPP の特徴は、関税の原則撤廃という高い水準の貿易自由化と、幅広い分野におけるルールづくりである。ルールづくりでは、サービス、投資、検疫などといった WTO (World Trade Organization、世界貿易機関) でルールが設けられている分野だけでなく、労働、環境といった日本がそれまでに締結した EPA で取り上げることがない分野も含まれている(図表2)。さらには、電子商取引といった新しい分野も含まれることから、TPP は「21世紀型の経済連携協定」と呼ばれていた。

図表1 世界の GDP に占める
TPP 交渉参加国のシェア



(出所) IMF "World Economic Outlook Database, October 2017" より作成

図表2 TPP 協定の概要

(1) 冒頭の規定及び一般的定義	(11) 金融サービス	(21) 協力及び能力開発
(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス	(12) ビジネス関係者の一時的な入国	(22) 競争力及びビジネスの円滑化
(3) 原産地規則及び原産地手続	(13) 電気通信	(23) 開発
(4) 繊維及び繊維製品	(14) 電子商取引	(24) 中小企業
(5) 税関当局及び貿易円滑化	(15) 政府調達	(25) 規制の整合性
(6) 貿易救済	(16) 競争政策	(26) 透明性及び腐敗行為の防止

(7) 衛生植物検疫 (SPS) 措置	(17) 国有企業及び指定独占企業	(27) 運用及び制度に関する規定
(8) 貿易の技術的障害 (TBT)	(18) 知的財産	(28) 紛争解決
(9) 投資	(19) 労働	(29) 例外
(10) 国境を越えるサービスの貿易	(20) 環境	(30) 最終規定

(出所) 内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) の概要」より作成

こうした特徴の背景にある基本的な考え方は、海外企業と国内企業が競争する環境を公平なものにすることである。それにより、域内の貿易、直接投資、人の移動を活発、円滑なものとし、経済発展につなげることを目的としていた。また、TPP で合意されたルールは、日本、米国が参加していたことから、アジア太平洋地域のみならず、世界全体に影響を及ぼす可能性があるとみられていた。

(2) TPP の合意内容

①市場アクセス (関税)

市場アクセスについては、関税の原則撤廃の方針を反映して、ほとんどの参加国でほぼすべての品目の関税が最終的に撤廃されることとなった。自由化率 (無税品目が全体に占める割合) は、日本は 95% であり、他の国は 99~100% となっている。

日本は、農林水産物の重要 5 品目 (米、麦類、牛肉・豚肉、甘味資源作物、乳製品) について、関税の撤廃を認めないという国会の決議があったこともあり、他の国と比較すると自由化率は低い。もっとも、日本がそれまでに締結した EPA での自由化率が 90% (品目ベース) に満たなかったことを考慮すると、自由化率の水準は高いと言うことができ、農林水産物でも関税の削減・撤廃が行われることになっている (図表 3)。

なお、TPP では、最終的にはほとんどの参加国でほぼすべての関税が撤廃されるとはいえ、発効時にすべて撤廃されるわけではなく、関税撤廃までに時間をかける品目もある。例えば、日本は、オレンジ果汁の関税率は、最終的に撤廃するものの、その時期は発効から 6 年目または 11 年目となっている。

図表 3 日本の農林水産物の関税削減・撤廃品目の例

品目	基準税率	合意内容
牛肉	38.5%	段階的に削減し、16 年目に 9% に引き下げ (セーフガードあり) (注) 日豪 EPA の税率のほうが低い場合、TPP11 各国に日豪 EPA による税率が適用される)
フレッシュチーズ	29.8%	モッツァレラ等は現状維持。 クリームチーズのうち脂肪分 45% 未満のものは段階的に削減し、16 年目に撤廃。脂肪分 45% 以上のものは即時に 26.8% に削減
熟成チーズ	29.8%	ソフトチーズ (カマンベール等) は現状維持。 ソフトチーズ以外 (チェダー、ゴーダ等) は段階的に削減し、16 年目に撤廃
アイスクリーム	21.0~29.8%	6 年で 63~67% 削減
天然はちみつ	25.5%	段階的に削減し、8 年目に撤廃
りんご	17%	段階的に削減し、11 年目に撤廃
オレンジ (生果)	12~3 月 32% 4~11 月 32%、16%	段階的に削減し、8 年目に撤廃 (セーフガードあり) 段階的に削減し、6 年目に撤廃
オレンジ果汁	21.3%、25.5%、29.8% 又は 23 円/kg のうち高い方	段階的に削減し、6 年目又は 11 年目に撤廃
ぶどう	3~10 月 17% 11~2 月 7.8%	即時撤廃
かぼちゃ、アスパラガス、にんじん	3%	即時撤廃
マーガリン	29.8%	段階的に削減し、6 年目に撤廃

品目	基準税率	合意内容
ビスケット、クッキー、クラッカー（無糖）	13%	段階的に削減し、6年目に撤廃
SPF 製材（トウヒ属・マツ属・モミ属）	4.8%	カナダに対しては発効時に2.4%に引き下げて、16年目に撤廃（セーフガードあり）。ニュージーランドに対しては即時撤廃。その他の国に対しては11年目に撤廃

（出所）農林水産省資料をもとに作成

②ルール

WTO では、サービスや投資分野では各国が自由化する分野をリスト化するポジティブリスト方式が採られている。これに対して、TPP では、自由化しない分野をリスト化するネガティブリスト方式が採られており、WTO のルールを上回る自由化が行われるとともに、透明性が向上することになる。

このほか、知的財産、ビジネス関係者の一時的な移動、政府調達、検疫、労働、環境、電子商取引、国有企業および指定独占企業などのさまざまな分野に関して、ルールが定められている。例えば、政府調達では、市場開放が推進され、政府関係機関が民間企業から物品などを調達するために入札を実施するにあたり、海外企業が参加できる基準額の引き下げや対象の拡大といった措置をとる国がある。電子商取引では、締約国は、自国で企業が事業を行うための条件として自国にコンピュータ関連設備を設置することを要求してはならない（ただし、締約国が正当な公共政策上の目的を達成するために、これと適合しない措置を採用、維持することを妨げない）となっているほか、ソフトウェアのソース・コードの移転やソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならないことになっている。

労働では、労働者の基本的な権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止等）を自国の法律等において採用、維持することとなっており、貿易や投資で有利になることを目的として、法律の効果的な執行を怠ってはいけないとされている。国有企業および指定独占企業については、海外企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行えることを目的として、国有企業に関する規律などが定められている（適用の例外あり）。

このように、自由化だけでなく、分野によっては規律の強化を求めるものも含まれているが、これらのルールは、基本的には競争環境を公平なものにするためのものと考えることができる。

2. 米国の TPP 離脱後と署名された TPP11 の今後

(1) 米国の離脱と TPP11 の署名

米国で、TPP を推進していたオバマ大統領の任期満了を受けて 2017 年 1 月に就任したトランプ大統領は、対外経済政策において「米国第一主義」を掲げ、FTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）の締結では、二国間協定を重視する方針を打ち出している。このような方針に基づき、トランプ大統領は、TPP は米国の利益にならないという考えの下、就任直後に TPP からの離脱を決定した。

TPP は、実質的には米国と日本が参加しなければ発効できないことになっているため、米国の離脱により、TPP は当面は発効が見込めない状況となった。このような中、米国を除く 11 か国は、TPP の戦略的・経済的意義を再確認し、早期に発効させるための方策について検討を行った。

そして、米国を除く 11 か国での発効を目指して、TPP の合意内容のうちルールに関して、各国が適用の停止（凍結）を希望する項目で、11 か国の合意が得られたものについては凍結を行うこととした。これは、TPP で合意されたルールの中には米国が主張して盛り込まれたものもあったからである。凍結項目が多くなると、交渉が複雑になり収拾がつかなくなる可能性があることから、凍結項目数を最小限にするという方針の下、どの項目を凍結するかについての交渉が行われた。



交渉の結果、2017年11月にTPPの合意内容の一部を凍結する形で、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership、CPTPP）」（以下、TPP11）として大筋合意に至った。その後、残された項目についての交渉を行い、それらがまとまったことから、2018年3月にチリで署名が行われた。

凍結される項目は、知的財産や、投資家と政府の間の紛争解決(Investor-State Dispute Settlement、ISDS)に関するものが中心であり、これらは、米国が復帰するまで凍結されることになる(図表4)。それ以外のルールに関するものはTPPの合意内容がTPP11における合意内容として引き継がれることになり、市場アクセス(関税)については、TPPの合意内容に基づき、11か国の間で関税の削減、撤廃が実施されることになる。

図表4 主な凍結項目

●急送少額貨物	●医薬承認審査に基づく特許期間延長
●ISDS 関連規定	●一般医薬品データ保護
●金融サービス最低基準待遇関連規定	●生物製剤データ保護
●政府調達(参加条件)	●著作権等の保護期間
●政府調達(追加的交渉)	●衛星・ケーブル信号の保護
●知的財産の内国民待遇	●医薬品・医薬機器に関する透明性
●特許対象事項	●国有企業章留保表(マレーシア)
●審査遅延に基づく特許期間延長	●サービス・投資章留保表(ブルネイ)

(出所) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11 協定の合意内容について」等より作成

(2) 今後の動向

TPP11 は今後、発効に向けて各国で国内手続きが行われることになる。TPP11 が発効するためには11か国のうちの6か国で発効に必要な国内手続きを終える必要があるが、報道によると、早ければ2018年内にも発効する可能性が出てきている。

TPP11 が発効すれば、凍結項目以外を除くTPPでの合意内容が効力をもつようになる。米国は離脱したものの、TPPの基本的な枠組みを有するEPAが発効することにより、アジア太平洋地域において、貿易・投資の自由化が進展する可能性がある。

TPPからの離脱を決定した米国のトランプ大統領は、2018年に入り、TPPへの復帰に関して、「よい条件であれば、復帰することを検討する」という趣旨の発言を行っている。もっとも、TPPの合意内容は、「ガラス細工」と表現されるように、各国の利害の絶妙なバランスの上に成り立っているものである。仮にトランプ大統領がTPPの再交渉を求めても、他の11か国がそうした要求を受け入れるとは考えにくい。

こうしたことから、トランプ大統領の在任中は、米国のTPPへの復帰は難しいと考えられる。もともとTPP交渉は米国が主導してきたものであり、TPPには、知的財産の保護の強化など米国にメリットをもたらす内容が含まれている。市場アクセスにおいても、米国がTPPにとどまっていれば、日本への農産物の輸出を増やす機会を得られていたはずであるが、TPPからの離脱により、日本への農産物輸出という点で競合するオーストラリアよりも不利な立場になる。世界において、FTA・EPAを中心とする貿易自由化が進展する中、米国がFTA・EPAの締結において他の国から後れをとるような状況になれば、将来的にはTPPに復帰することを検討する可能性が出てくるかもしれない。

3. TPP11 がもたらす効果

TPP11 が発効すると、合意内容に基づいて、11か国の間で関税の削減・撤廃が行われるほか、税関手続きで効率化が進むことが期待される。品目によっては日本がすでに締結したEPAで約束した

内容を上回る関税の削減・撤廃が行われるものがあるほか、日本にとっては、カナダ、ニュージーランドと初めて EPA を締結することになり、これらの国との間で関税の削減・撤廃が進展することになる。

政府は TPP11 が発効した場合の貿易自由化がもたらす経済効果を試算しており、それによると、TPP11 により日本の実質 GDP は長期的には約 1.5%押し上げられる（図表 5）。TPP が発効した場合には実質 GDP は約 2.6%押し上げられると試算されていたことから、米国の離脱により貿易自由化がもたらす経済的な効果は小さくなるが、海外需要を取り込んで、日本の中長期的な経済成長につなげるという点では、TPP11 は意味があるものと言える。

ただし、この試算は関税の最終的な削減・撤廃状況を反映した結果であり、実際には関税が段階的に削減・撤廃される品目もあることから、実質 GDP に対する押し上げ効果も徐々に現れると考えられる。このため、TPP11 が実質 GDP に与える効果については実感しづらいものとなるだろう。それでも、カナダ、ニュージーランドと貿易を行っている企業は、TPP11 を活用することによって、ビジネスチャンスが生まれる可能性がある。

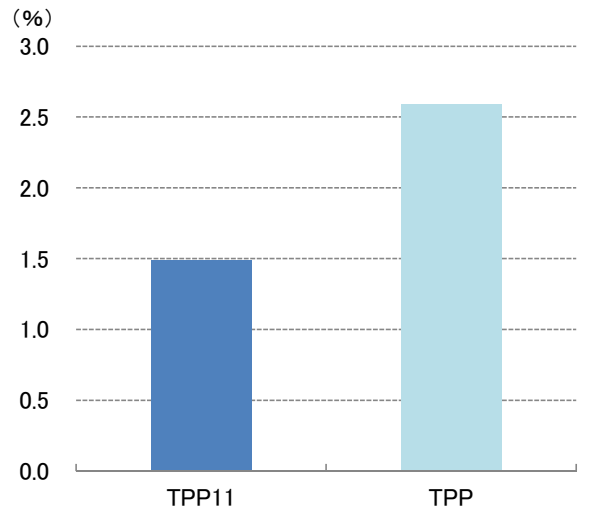
貿易自由化による影響が懸念される国内の農林水産業への影響については、政府試算では、政府がとりまとめた「総合的な TPP 等関連政策大綱」に盛り込まれた対策が講じられることから国内の生産量は減少しないものの、安価な輸入品の流入により国内販売価格が低下することから、生産額が減少する結果となっている。ただし、TPP との比較では、TPP11 では米国向けの関税の削減・撤廃が行われないため、農林水産業の生産減少額は小さくなっている。

TPP11 がもたらす経済的な効果は、貿易自由化から生じるものだけではない。TPP11 では、合意内容に基づき、各国がサービスや投資、政府調達などで自由化を図るため、海外の企業が参入しやすくなる。例えば、マレーシアでは小売業（コンビニ）への外資規制が緩和される。金融分野では、マレーシアで外国銀行の支店数の上限が拡大されるほか、店舗外の新規 ATM 設置制限が原則撤廃される。ベトナムでは、地場銀行への外資出資比率規制が緩和される。

このほか、ビザの発給に関する迅速性、透明性が図られるほか、知的財産の保護が強化される。知的財産の保護は、新興国では十分に行われているとは言えず、日本の企業は、知的財産権が侵害されている場合もあると思われる。TPP11 が発効すれば、TPP11 参加国において知的財産の保護が強化されることが期待され、日本企業にとっては海外ビジネス環境が改善することになる。

こうした海外でのビジネス環境の改善のメリットを活かすことができるかは企業次第である。関税の削減・撤廃に関して、EPA は WTO における関税の削減・撤廃と異なり、関税減免のメリットを享受するにはそのための手続きを行うことが必要である。TPP11 のメリットを活かそうと考えるならば、企業が主体的に動く必要があると同時に、企業に対する政府や政府関係機関などの支援が重要になるだろう。

図表 5 TPP11 による
日本の実質 GDP の押し上げ率



（出所）内閣官房 TPP 等政府対策本部「日 EU・EPA 等の経済効果分析」より作成

<筆者略歴>

1993 年一橋大学経済学部卒業、同年経済企画庁（現内閣府）入庁。2001 年英国ヨーク大学経済学修士。2007 年三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング入社。